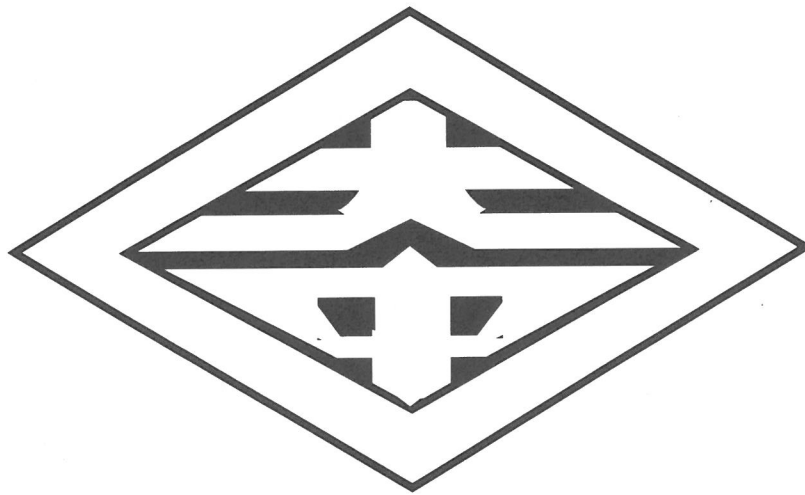


大瀬中

学校危機管理マニュアル



内子町立大瀬中学校
令和8年4月28日 改訂

〒791-3361

喜多郡内子町大瀬中央 5880 番地

TEL (0893) 47-1141

FAX (0893) 47-1142

〈緯度・経度〉 緯度 33° 34' 22"
東経 132° 42' 46"

〈海拔〉 約 110m

〈伊方原発からの距離〉 約 52km

【目 次】

1	マニュアルの基本事項	
(1)	危機管理マニュアルの目的と位置け	1
(2)	危機管理の基本方針	2
(3)	教職員・関係者等への周知等	3
(4)	マニュアルの保管方法	4
(5)	マニュアルの見直しと改善	5
2	事前の危機管理	
(1)	地域・学校・校区の現状	6
(2)	危機管理の前提となる危機事象等	7
	内子町防災マップ(大瀬自治センター管内)	8
(3)	平常時の危機管理体制	9
	事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式	12
	危険箇所の分析・管理、点検の適切性の評価・改善	15
(4)	学校安全全体計画	16
(5)	運動時の安全対策	17
(6)	食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止	18
(7)	犯罪被害防止に関する日常管理	21
(8)	犯罪被害発生時(不審者対応)の避難訓練	22
(9)	インターネット上の犯罪被害防止対策	23
(10)	地震・火災発生時の避難訓練計画	24
(11)	震災時の初期対応	26
(12)	学校災害対策本部・避難所の設置	32
(13)	避難所開設時の校舎での学校占有スペース・共有スペース	36
(14)	避難誘導後の二次対応	37
(15)	児童の保護者への引き渡し	38
(16)	関係機関の緊急連絡先一覧	40
(17)	通信・情報収集手段	41
(18)	緊急時持ち出し品の内容、重要書類等の保管・整備	42
(19)	教職員研修	43
(20)	安全教育	44
3	発生時(初動)の危機管理	
(1)	近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応	46
(2)	傷病者発生時の対応フロー	47
(3)	犯罪被害発生時の対応(不審者対応)フロー	51
(4)	犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー	52
(5)	交通事故発生時の対応フロー	53
(6)	火災発生時の対応フロー	54
(7)	警報等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置	55
(8)	地震発生直後の対応フロー(授業中)	56
(9)	国民保護情報(弾道ミサイル発射Jアラート)を想定した対応	57
(10)	原子力災害の対応(UPZ外)	58
(11)	校外学習中・校内行事開催中の事故・災害等が発生した場合の対応	59
4	事後の危機管理	
(1)	安否確認	60
(2)	被災児童の保護者への対応	61
(3)	児童、保護者への説明	62
(4)	報道機関への対応	63
(5)	教育活動の再開・心のケア	64
(6)	教職員の心のケア	67
(7)	調査・検証・報告・再発防止等	68

※ 大瀬中学校防災マニュアル(概要版)

1 マニュアルの基本事項

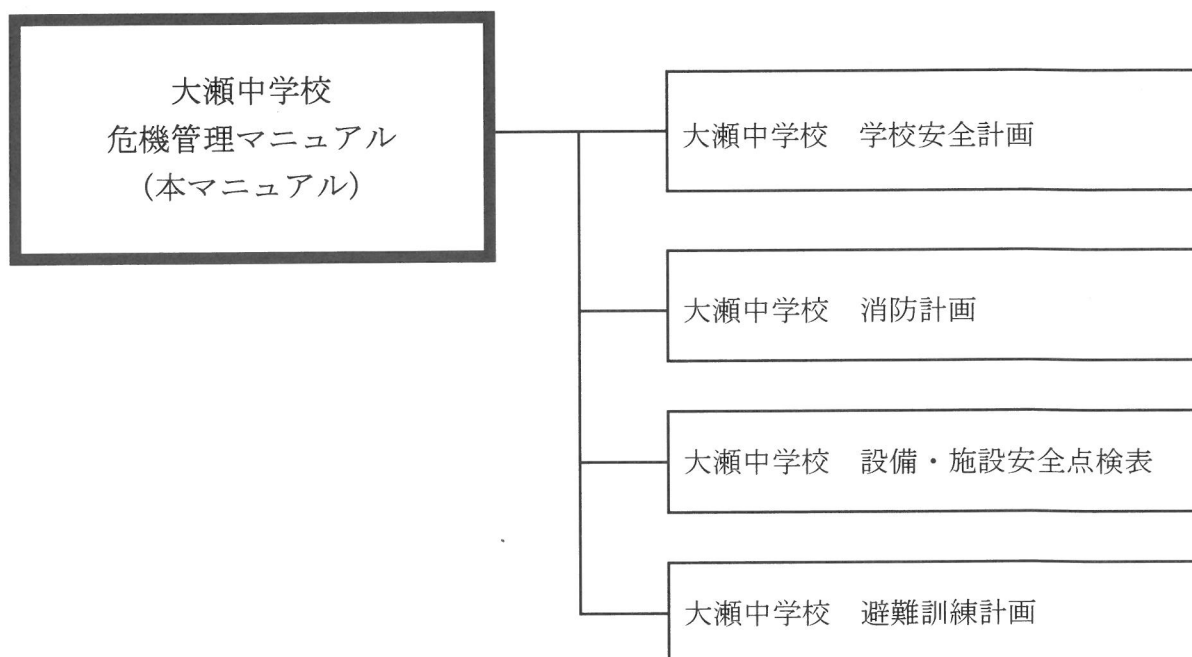
(1) 危機管理マニュアルの目的と位置付け

ア 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。また本校は、内子町地域防災計画において、災害時の緊急避難場所に指定されている。

イ 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



(2) 危機管理の基本方針

◆ 本校における危機管理の基本原則

内子町立大瀬中学校における危機管理は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の課題を踏まえつつ、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

◆ 危機管理のポイント

- 生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

◆ 本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。